

小鹿なでしこ苑ショートステイ（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護） 重要事項説明書（抜粋）

R6. 4. 1～

1 当苑の概要

(1) 名称

- ・名称：小鹿なでしこ苑ショートステイ
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿 402 番地の 1
- ・介護保険指定事業所番号：2274205679
- ・開苑 平成 24 年 4 月 1 日
運営法人
- ・名称：社会福祉法人^{思願}財団^{財団}済生会支部 静岡県済生会
- ・所在地：静岡市駿河区小鹿一丁目 1 番 1 号 TEL 054-280-5026
- ・支部会長：川勝 平太 ・支部長：石山 純三

(2) 送迎の実施地域

- ・通常の送迎の実施地域：静岡市（その他の地域の方でご希望の方はご相談下さい。）

(3) 介護老人福祉施設を含むショートステイに勤務する職員の職種、最低配置人数及び職務内容は次のとおりです。

- ①施設長 1名（管理者）
事業所の業務を統括し、職員の指揮監督を行う。
- ②事務員 1名
事業所の庶務及び会計事務を行う。
- ③生活相談員 2名
利用者及び身元引受人兼連帯保証人（以下「利用者等」という。）または家族からの相談に応じ、必要な助言、その他援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等また入退所に関する業務を行う。
- ④介護職員 36名以上（常勤換算）
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。
- ⑤看護職員 3名以上（常勤換算）
利用者の看護、医師の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。
- ⑥管理栄養士 1名
献立作成、栄養量計算及び食事記録等食事業務全般並びに利用者の栄養指導を行う。
（※献立作成、調理業務は外部委託）
- ⑦医師 1名（非常勤）
利用者の診療及び保健衛生の管理指導業務を行う。
- ⑧調理員 委託
栄養士の作成した献立表による調理及び配膳等の業務を行う。

(4) 設備

- ・定員 109 名（介護老人福祉施設：96 名＋短期入所生活介護：13 名）
- ・居室（9 ユニット：1 ユニットあたり 4 名部屋を各 3 室、個室 1 室）、浴室（特殊浴室・一般浴室）、機能訓練室、医務室、静養室、食堂他

2 運営の方針・基本理念

◎基本理念

「あなたがあなたらしく 私が私らしく」

◎運営方針

入居者一人ひとりの暮らし方を尊重し、家での生活が継続できるように支援します。また、施設機能を生かし地域に貢献します。

3 サービス内容

- (1) 食事：状態に応じた調理方法とします。
- (2) 入浴：状態に応じた方法で入浴していただきます。
※ただし、健康状態等により 部分浴又は清拭となる場合があります。
- (3) 介護：ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
(着脱介助・排泄介助・オムツ交換・体位変換・シーツ交換・その他)
- (4) 健康管理：健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置をとります。
- (5) レクリエーション等：季節感ある行事等を行い、豊かな入所生活を送れるよう努めます。
- (6) 身体拘束廃止と虐待防止 委員会の設置、研修を実施する等の必要な対策を講じます。
- (7) 事故防止と事故発生時の対応 委員会の設置、研修等の取組を行います。また、事故発生時はご家族等へ報告するとともに必要な措置を講じます。
- (8) 感染症の予防と発生時対応 感染症が発生し、まん延しないように委員会を設置し必要な対策を講じます。また発生時は医療機関、保健所等と連携し適切に対応します。
- (9) 非常災害対策 業務継続計画に基づき自然災害、感染症のまん延等に備えるとともに、発生時には運営法人、行政等と連携を取りながら適切に対応します。

4 料金

(1) 基本料金（介護保険適用時のご利用料：6級地・単価 10.33 円）

介護区分		単位数（1日）	総費用（1日）	ご利用料金（1日）		
				1割負担	2割負担	3割負担
多床室	要支援1	446 単位	4,607 円	460 円	921 円	1,382 円
	要支援2	555 単位	5,733 円	573 円	1,146 円	1,719 円
	要介護1	596 単位	6,156 円	615 円	1,231 円	1,846 円
	要介護2	665 単位	6,869 円	686 円	1,373 円	2,060 円
	要介護3	737 単位	7,613 円	761 円	1,522 円	2,283 円
	要介護4	806 単位	8,325 円	832 円	1,665 円	2,497 円
	要介護5	874 単位	9,028 円	902 円	1,805 円	2,708 円
従来型 個室	要支援1	446 単位	4,607 円	460 円	921 円	1,382 円
	要支援2	555 単位	5,733 円	573 円	1,146 円	1,719 円
	要介護1	596 単位	6,156 円	615 円	1,231 円	1,846 円
	要介護2	665 単位	6,869 円	686 円	1,373 円	2,060 円
	要介護3	737 単位	7,613 円	761 円	1,522 円	2,283 円
	要介護4	806 単位	8,325 円	832 円	1,665 円	2,497 円
	要介護5	874 単位	9,028 円	902 円	1,805 円	2,708 円
加算区分		単位数（1日）	総費用（1日）	ご利用料金（1日）		
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			基本料金の 8.3%			
特定処遇改善加算（Ⅰ）			基本料金の 2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算			基本料金の 1.6%			
夜勤職員配置加算Ⅲ（※）		15 単位	154 円	15 円	30 円	46 円
若年性認知症利用者受入加算		120 単位	1,239 円	123 円	247 円	371 円
送迎加算（片道）		184 単位	1,900 円	190 円	380 円	570 円
送迎加算（往復）		368 単位	3,801 円	380 円	760 円	1,140 円
療養食加算		24 単位	247 円	24 円	49 円	74 円
サービス提供体制加算Ⅱ		18 単位	185 円	18 円	37 円	55 円

- ・利用者が負担する利用料金の目安は上記の通りですが、介護度の変更、また介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額、月日に合わせて利用者のご利用料金を変更します。
- ・加算項目については、**当苑及びご利用者が加算条件を満たす項目のみ加算**させていただきます。
- ・「夜勤職員配置加算Ⅲ（※）」「緊急短期入所受入加算（※）」「在宅中重度者受入加算3（※）」は、要支援を除きます。

(

2) その他の料金 (介護保険給付外)

①食費 : 1,550 円 (1 日)

※入退所日についてのみ、朝食 380 円、昼食 670 円、夕食 500 円の区分扱いとします。

②滞在費 : 1,650 円 (1 日)

食費、滞在費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証記載の負担額となります。

③おやつ : 100 円 (1 日)

利用者等のご希望により、当苑指定のおやつを提供します。

④教養娯楽費 : 実費

利用者等のご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加できます。レクリエーション等の材料費をいただきます。

⑤日用品費 : 130 円 (1 日)

利用者等のご希望により、個別に使用する日用品セット(リンスインシャンプー、ボディーソープ、歯ブラシ、スポンジブラシ、歯磨き粉、口腔ティッシュ、義歯洗浄剤、入浴用フェイスタオル、入浴用バスタオル、ティッシュ、おしぼり、不織布マスク)を事業所でご用意します。

⑥居室の電気料 : 30 円 (1 日)

居室において使用する持ち込み電化製品にかかる電気料をいただきます。

⑦特別な食事 : 実費

利用者等のご希望により、月 1 回お好み昼食を実施し、栄養士がご要望に応じて特別な食事を提供します。その他、ご希望により栄養状態に応じた栄養補助食品を提供します。

⑧特別な物品等 : 実費

利用者等が特別に希望される物品またはサービスにかかる諸費用をいただきます。

※通常のおむつ代は介護保険給付対象ですので、ご負担はありません。

⑨理美容サービス : 実費

入居者等のご希望により、随時、苑内にて訪問による理美容サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

⑩衛生材料費 : 実費

ウロバッグ、経鼻経管および胃瘻造設者に使用する物品(栄養注入用チューブ、シリンジ等)、痰の吸引に使用する物品(吸引用カテーテル、ビニール手袋、アルコール綿、ビニールエプロン、紙コップ等)、褥瘡処置に使用する物品(被覆材、ガーゼ、テープ等)、弾性包帯(エラスコット)、眼帯、三角巾等個人が継続して使用する必要のある衛生材料においては、その実費分をいただきます。

(3) キャンセル料

・入苑前に利用者のご都合及び体調不良等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用当日の 8 時 00 分までにご連絡いただいた場合：無料

②ご利用当日の 8 時 00 分までにご連絡がなかった場合：1 日のご利用料金の 50%

(4) お支払い方法

・原則的として、利用者等の口座より、毎月口座振替させていただきます。毎月 20 日までに、前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をし、27 日(27 日が土日祝日の場合には翌営業日)に、口座振替をさせていただきます。

5 ご利用方法

(1) サービスのご利用開始

- ・当苑に介護支援専門員を通してお申し込み下さい。担当職員が利用者のお宅に伺い当苑の介護サービスの内容等についてご説明いたします。
- ・本説明書により利用者から同意を得た後、当苑の管理者が短期入所生活介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。(ご利用期間が短い場合、作成しない場合があります。)
- ・入退所時刻はご相談の上、決定させていただきます。
- ・介護予防サービス計画・居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にご担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 当苑利用の留意事項

- ・当苑のご利用にあたって、利用者同士の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。
- ① ご面会時間は、午後 14 時より 16 時までとさせていただきます。看取り介護状態にある方におかれましてはこの類ではございませんが、電話にてご相談させて下さい。また、食品等のお見舞品の持ち込みは、事前の了解を得て下さい。保健衛生上支障をきたす恐れがありますので生ものは固くお断りいたします。
(※ 面会の方法については、市中の状況等に応じ適宜対応を変える必要があるため、都度ご案内させていただきます。)
- ②外出は原則としてご家族の付き添いが必要です。事務室に外出届を提出していただきます。
- ③お中元・お歳暮等職員への贈り物は一切お断りさせていただきます。

(3) ご利用中の中止

- ・ご利用中にサービスを中止される場合、退所日までの日数をもとに計算いたします。
- ①利用者等が中途退所を希望された場合
- ②入苑日の健康チェックの結果、体調が入苑に適さない場合
- ③ご利用中に体調が悪くなり、医療が必要となった場合
- ④他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) サービスの終了

- ①利用者等の都合でサービスを終了する場合
 - ・サービス終了を希望される 2 週間前までに文書でお申し出下さい。
- ②当苑の都合でサービスを終了する場合
 - ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、サービス終了日の 30 日前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了する場合（ただし、電話での連絡は必要）
 - ・利用者が介護保険施設に入所された場合
 - ・利用者の介護度が非該当と認定された場合
 - ・利用者が亡くなられた場合
- ④利用者等がサービスを直ちに終了することができる場合（ただし、文書での通知が必要）
 - ・当苑が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・守秘義務に違反した場合
 - ・利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・当苑が破産した場合
- ⑤当苑がサービスを直ちに終了させていただく場合（ただし、文書での通知が必要）
 - ・利用者等が当苑に支払うべきサービスのご利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにご利用料金の支払いがないとき。
 - ・利用者等が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ・利用者等がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。

(5) 緊急連絡

- ・サービス提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、必要な措置を講じ、ご家族（必要時は主治医）へ連絡いたします。